

令和5年度 第2回

行政監査結果報告書

「スポーツの推進について」

板橋区監査委員

目 次

第 1 監査実施概要	1
1 監査テーマ.....	1
2 監査テーマ選定の趣旨.....	1
3 監査の着眼点.....	1
4 監査対象及び監査対象課.....	1
5 監査実施期間.....	1
6 監査委員による聞き取り調査等.....	2
第 2 監査結果	3
現況と課題	3
1 国の施策.....	3
2 東京都の施策.....	5
3 板橋区の施策.....	7
4 体育施設.....	11
5 推進体制.....	18
6 スポーツに関する事業の現況.....	25
7 スポーツに関する情報発信.....	49
検討・改善を求める事項	51
着眼点 1 スポーツの推進に関する事業は、計画的・効果的に行われているか。.....	51
着眼点 2 事業に係る経費は効率的に使われているか。.....	51
着眼点 3 区民・関係団体・関係課等との連携は図られているか。.....	52
総括意見	53

第 1 監査実施概要

1 監査テーマ

スポーツの推進について

2 監査テーマ選定の趣旨

区は、区民の誰もがスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、健康で心豊かに暮らすことのできるスポーツのまちの実現に取り組んでいる。

そこで、スポーツの推進に関する事業は計画的・効果的に行われているか、事業に係る経費は効率的に使われているか、区民・関係団体・関係課等との連携は図られているかなどの観点から検証を行った。

3 監査の着眼点

- (1) スポーツの推進に関する事業は、計画的・効果的に行われているか。
- (2) 事業に係る経費は効率的に使われているか。
- (3) 区民・関係団体・関係課等との連携は図られているか。

4 監査対象及び監査対象課

(1) 監査対象

令和4年度までに実施されたスポーツの推進に関する事業

(2) 監査対象課

区民文化部 スポーツ振興課

福祉部 障がいサービス課

5 監査実施期間

令和5年6月30日（金）から令和5年12月26日（火）まで

6 監査委員による聞き取り調査等

監査委員による聞き取り調査及び現地視察は、令和5年8月7日（月）・8日（火）に行った。

<現地視察場所>

- ・あずさわスポーツフィールド
(板橋区立小豆沢体育館・小豆沢野球場・小豆沢庭球場・和弓場)
- ・板橋区立赤塚体育館及び赤塚少年運動場

第 2 監査結果

現況と課題

1 国の施策

国は、昭和 36 年に制定したスポーツ振興法¹ を 50 年ぶりに全部改正し、平成 23 年 6 月、新たにスポーツ基本法を制定した。同法は、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に策定・推進・実施することは国及び地方公共団体の責務であるとし、施策の基本事項を明確にした。また、国においてはスポーツの推進に関する基本的な計画を定めなければならないとし、地方公共団体においては、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとした。

同法の規定に基づき、国は、平成 24 年 3 月に「第 1 期スポーツ基本計画」を策定した。本計画は、法の理念を具現化するための重要な指針として位置付けられ、スポーツ施策の具体的な方向性が示された。

平成 25 年には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催が決定し、開催国としてスポーツ政策を一本化する必要が生じたことから、平成 27 年 10 月、省庁間の重複を調整して効率化を図り、スポーツ庁が設置された。平成 29 年 3 月には、大会期間を含む「第 2 期スポーツ基本計画」が策定され、東京 2020 大会を好機としてスポーツで人々がつながり、レガシーとして「一億総スポーツ社会」を実現することが掲げられ、競技場整備などが進められた。

しかし、令和 2（2020）年、世界的な規模で新型コロナウイルス感染症が拡大し、東京 2020 大会は 1 年の延期となり、翌年の開催も原則無観客での開催となった。その他の様々なスポーツ活動も中止・延期等を余儀な

¹ 日本初のスポーツに関する法律。昭和 39（1964）年の東京オリンピック開催を視野に入れ制定された。それまでは、教育基本法や社会教育法に体育活動に関する規定が存在するのみであった。

くされ、外出することもはばかれる環境での生活となる中、体を動かす機会が失われたことにより、生活習慣病の発症、体力・生活機能の低下、メンタルヘルスの悪化などの健康二次被害²が報告されるようになった。

これらの状況を経て、令和4年3月に「第3期スポーツ基本計画」が策定された。本計画では、改めて確認されたスポーツが有する価値、寄与する価値を更に高めるとともに、スポーツを取り巻く社会環境の変化に対応すべく、「共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進」、「スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保」などを重点施策として定めている。

² 運動量の低下、人との関わりの減少等により、筋肉量の低下や基礎疾患の悪化、免疫力の低下といった健康への二次的な影響が生じること。

2 東京都の施策

東京都（以下「都」という。）は、スポーツ行政を総合的かつ一体的に推進する体制を整備するため、国のスポーツ庁設置に先駆け、平成 22 年 7 月、複数部署にまたがっていたスポーツ施策を統合し、スポーツ振興局³を設置した。平成 24 年 3 月には、障がい者を対象としたスポーツ推進計画としては全国初となる「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定し、翌年策定した「東京都スポーツ推進計画」と相互に連動させ、障がい者スポーツと一般スポーツの施策を一体的に展開した。

平成 30 年 3 月、障がい者スポーツを区別せず、全体の中に位置付けて取り組むべきであるとして、この 2 つの計画を統合した「東京都スポーツ推進総合計画」が策定された。都は、東京 2020 大会を見据え、本計画を「スポーツを通じて東京の未来を創造していくための羅針盤」と位置付け、1) 健康長寿の達成、2) 共生社会の実現、3) 地域・経済の活性化を目標とし、スポーツ施設の拡大やバリアフリー化、観戦環境の整備、大会への機運醸成などを進めた。また、一般のスポーツ実施率（週 1 回以上スポーツを実施する成人の割合）⁴に加え、障がい者のスポーツ実施率を定め、障がいの有無に関わらないスポーツ推進の姿勢をより明確にした。

東京 2020 大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の計画通りの内容で開催することができなかったが、都は大会で得られた成果を今後のスポーツ振興に生かすため、令和 4 年 1 月、「TOKYO スポーツレガシービジョン」を策定した。本ビジョンでは、大会を通じて芽生えたパラスポーツ振興の機運、ボランティア文化などのレガシーを都市に根付かせるための取組などを掲げている。

³ 令和 5 年 4 月現在の名称は生活文化スポーツ局である。

⁴ スポーツ実施率の測定におけるスポーツの範囲は、勝敗や記録を競うスポーツだけではなく、健康づくりのための軽体操や散歩等の軽度な身体活動を含む。

さらに都は、令和7（2025）年に都で開催される世界陸上競技選手権大会及びデフリンピック⁵ に向け、令和5年2月に「ビジョン2025・スポーツが広げる新しいフィールド」を策定した。本ビジョンでは、東京2020大会を経た次のフィールドを「全ての人々が輝くインクルーシブ⁶ な街・東京の実現に貢献すること」とし、スポーツにおけるデジタル技術の活用、共生社会への配慮などを掲げている。

⁵ デフリンピックとは、デフ(Deaf=耳が聞こえない) +オリンピックという意味で、聴覚障がい者のオリンピックのことである。

⁶ インクルーシブ (inclusive=包括的) とは、あらゆる人が孤立・排除されないよう援護し、社会の構成員として認め、支え合うという社会政策上の理念を表す。

3 板橋区の施策

(1) 施策の概況

板橋区（以下「区」という。）は、平成 28 年 4 月、「板橋区基本構想」及び「板橋区基本計画 2025」（以下「基本計画 2025」という。）と連動し、「板橋区スポーツ推進ビジョン 2025」（以下「スポーツ推進ビジョン」という。）を策定した。スポーツ推進ビジョンは、区として初となるスポーツに関する計画であり、「スポーツの文化的価値の浸透」、「最良のレガシーの創出」を基本理念とし、「する・観る・支える」の 3 つの視点と、「区民の誰もが親しめるスポーツ環境の整備」、「スポーツによる地域の活性化とにぎわいの創出」という基本目標を実現するための 8 つの基本施策を定め、区のスポーツ推進の方向性を示した。

また、平成 31 年 1 月に策定された「いたばし No. 1 実現プラン 2021」では、基本計画 2025 の中間年である令和 2（2020）年に東京 2020 大会が開催されることに鑑み、大会を契機に区が注力していく施策を抽出し、「オリンピック・パラリンピックレガシープラン」として明確化した。これにより、区全体で東京 2020 大会の機運を生かし、基本計画 2025 における未来創造戦略⁷ に資する施策・事業を推進することとした。

新型コロナウイルス感染症の影響により、予定されていた事業の多くが中止や延期となったが、区は、感染対策を講じての事業実施、代替事業の実施等により、可能な範囲でレガシーの創出に努めた。東京 2020 大会においては、イタリアバレーボールチームを受け入れ、小豆沢体育館を練習場として提供し、選手との交流や練習の見学はできなかったが、メッセージや記念品の交換を行った。これらは小豆沢体育館において常設展示とされ、現在も記念銘板とともに設置されている。

区は、東京 2020 大会を契機とした区の実組は、スポーツ振興の側面だけではなく、地域のにぎわいの創出、魅力の発信、ユニバーサルデザイ

⁷ 基本計画 2025 において、政策分野や組織を超えて横断的に取り組む中長期的な戦略

ンの推進、障がい者・多文化理解の促進など、多岐にわたる「まちづくり」としての側面を持っており、これらの取組は一過性のものではなく、持続可能な取組として将来につなげることが重要であるとしている⁸。

(2) スポーツ推進計画における指標について

スポーツ推進ビジョンでは、スポーツ実施率を70%とすることを目標としている。これは都が「東京都スポーツ推進総合計画」において規定するスポーツ実施率に合わせたものであり、区は、隔年で実施される区民意識意向調査⁹によって測定している。令和3年度の調査結果では、区のスポーツ実施率は55.1%であった¹⁰。

スポーツ実施率は、国や都の計画で定められており、また、特別区のほぼ全ての区においても、スポーツ推進計画における目標達成の指標として定められている。数値や調査方法は区によって異なるが、スポーツ推進計画の策定に合わせて実際のスポーツ実施率を測定し、その上で目標とする数値を設定している場合が多い。

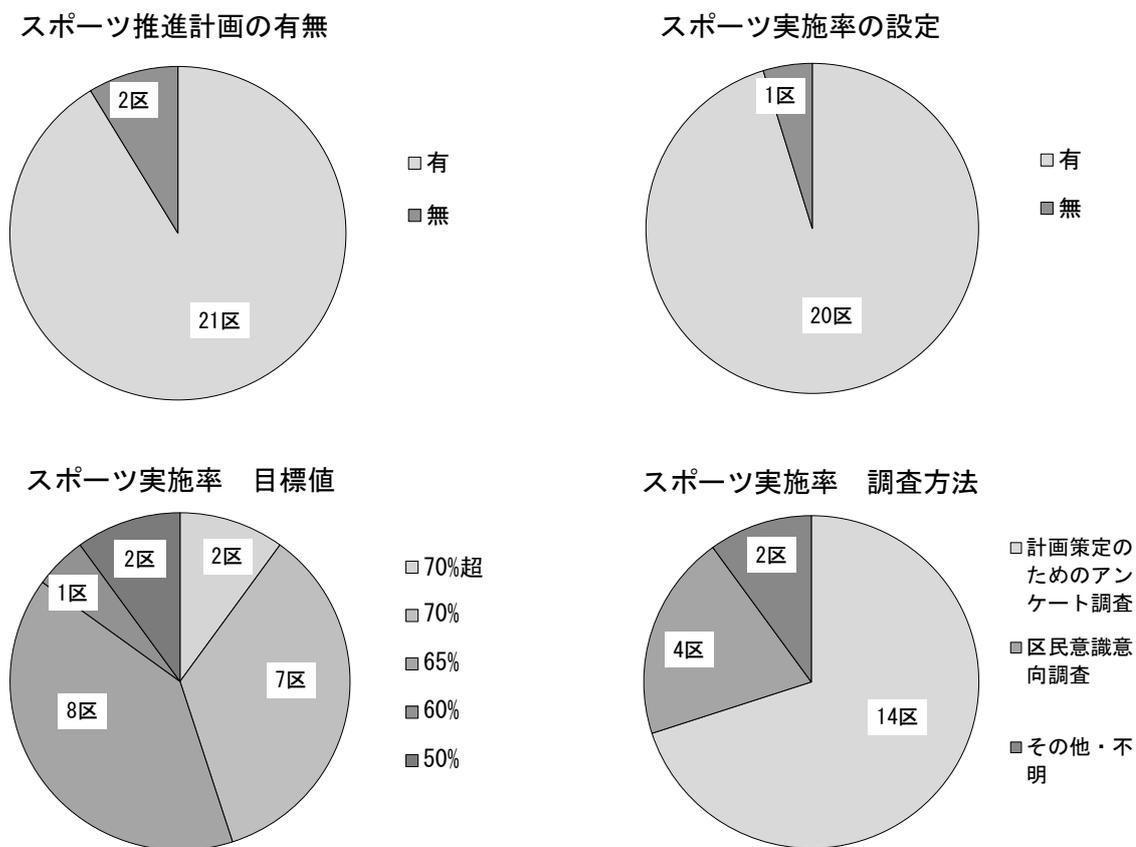
特別区におけるスポーツ推進計画及びスポーツ実施率の状況は、図表1のとおりである。

⁸ 令和4年4月12日・13日区民環境委員会資料「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組状況及び今後の展開について」

⁹ 区に居住する満18歳以上の区民3,000人を層化二段無作為抽出(地域ごとの登録人口規模による案分抽出)して行われる調査。一次的には、区の基本計画の基礎資料とすることを目的としている。

¹⁰ スポーツ実施率の測定におけるスポーツには、健康づくりのための軽体操や散歩等の軽度な身体活動を含む。区における区民意識意向調査の設問でも、「ハイキング・軽い体操・ウォーキングなども含む」としている。

図表 1 特別区におけるスポーツ推進計画及びスポーツ実施率の状況



各区スポーツ推進計画等を基に監査委員事務局が作成

※一部の区では、スポーツと他分野を一体的・包括的に計画策定している。

スポーツ実施率については、1) 調査結果を年齢別・スポーツ習慣別などに分けて分析し、それぞれに目標値を設定する、2) 計画年度の間年間に途中段階の目標値を設定する、3) 働き盛り・子育て世代など別の目標値を設定する等、様々な設定が存在し、それらを達成するための事業を展開するという手法が多く見られた。また、スポーツ実施率だけではなく、スポーツ観戦率やスポーツボランティア参加率等の目標値を設定している計画や、国や都と同様に、障がい者のスポーツ実施率を

設定している計画もあった¹¹。

区は現在、スポーツ実施率の詳細な分析を行っておらず、スポーツ推進ビジョンにおいてスポーツ実施率以外の指標も定めていない。有効なスポーツ施策を展開するためには、適切な現状把握と、それに基づいた指標及び目標値の設定、その目標を達成するために必要とされる事業を実施することが重要である。また、事業実施後には事業内容が目標達成に寄与したかどうかの効果検証を行い、その結果に基づき、より効果的な内容に変更する、事業そのものを再検討するなどの改善を図ることが望ましい。指標の設定に当たっては、アウトプット（直接的な行政活動）としての活動指標ではなく、アウトカム（区民に対して実際にもたらされる成果、効果）に着目した成果指標を設定することも重要である。

今後の計画策定や事業実施に当たっては、現状の詳細な分析を行い、それに基づいた指標及び目標値の設定と、目標達成に資する事業の展開が必要である。

¹¹ 国の「第3期スポーツ基本計画」（R4～8）、都の「東京都スポーツ推進総合計画」（H30～R6）における障がい者のスポーツ実施率目標値は40%であり、特別区における目標値は35～45%であった。なお、都は『『未来の東京』戦略』の「戦略16 スポーツフィールド東京戦略」において、令和12（2030）年の目標値を50%としている。

4 体育施設

(1) 施設の概況

区は、スポーツを実施するための施設として、区内に各種体育施設を設置している。体育施設は、個人又は団体に利用することができ、一部の施設を除き板橋区公共施設予約システム（ITA-リザーブ）で空き状況の照会、予約、抽選申込が可能である。使用料は、施設、利用区分（団体貸切・個人利用）、時間帯等によって定められており、個人利用においては障がい者や65歳以上の高齢者の減免措置が設けられている。

体育施設のうち、体育館の概況は図表2、体育館に設置された施設の状況は図表3、体育施設（体育館を除く。）の概況は図表4のとおりである。

図表2 体育館の概況

区 分	所在地	開 設 (改築・改修)	延床面積※1	休館日 ※2
小豆沢体育館	小豆沢 3-1-1	S43.4.18 (H21.3改修) (H31.2プール棟改築)	10,288.39 m ²	第2月曜
赤塚体育館	赤塚 5-6-1	S56.4.19 (H5.5プール増築)	6,874.00 m ²	第3月曜
植村記念加賀 スポーツセンター (旧東板橋体育館)	加賀 1-10-5	S61.12.14 (R3.9改修)	7,179.28 m ²	
上板橋体育館	桜川 1-3-1	H5.4.27	8,650.00 m ²	第2月曜
高島平温水プール	高島平 8-28-1	S49.8.1 (H23.7改修)	3,412.00 m ²	

※1 「公共施設等ベースプラン」（資料編）による。

※2 国民の祝日に当たるときはその直後の休日でない日。また、年末年始も休館となる。

図表3 体育館に設置された施設の状況

区 分	利用時間（最長）※1	小豆沢 体育館	赤塚 体育館	植村記念 加賀スポ ーツセンター	上板橋 体育館	高島平 温水プ ール
トレーニングルーム スタジオ	(平日)9:00～23:00 (土日祝)9:00～21:00	○	○	○	○	○

室内プール ※2	(平日)10:00～22:20 (土日祝)10:00～20:30	○	○	○	○	○
室内競技場	9:00～21:00	○	○	○	○	—
武道場		○	—	○	○	—
多目的室		○	—	—	—	○
会議室		○	○	○	○	○
少年運動場	(3～10月)9:00～17:00 (11～2月)9:00～16:00	—	○	—	—	—

※1表の利用時間は最長のものであり、施設ごとに異なる。

※2区立学校の夏休み期間中は9:00から利用できる。

図表4 体育施設（体育館を除く。）の概況

区 分	面	利用時間 (最長)※	備 考
野球場			
小豆沢野球場	人工芝2面	9:00～21:00	ナイター設備あり
城北野球場	人工芝2面		ナイター設備あり
徳丸ヶ原野球場	土1面	9:00～18:00	
荒川戸田橋野球場			
一般用	河川敷11面	9:00～18:00	
少年用	河川敷6面		
一般用・硬軟兼用	河川敷2面		
庭球場			
小豆沢庭球場	全天候2面	9:00～21:00	ナイター設備あり
加賀庭球場	全天候5面	7:00～21:00	ナイター設備あり(4面)
徳丸ヶ原庭球場	全天候2面	9:00～18:00	
東板橋庭球場	全天候4面		
新河岸庭球場	全天候10面	7:00～18:00	
サッカー場・フットサル場			
荒川戸田橋サッカー場	河川敷3面	9:00～18:00	
浮間舟渡フットサルパーク	人工芝1面	9:00～18:00	少年サッカーも可
運動場			
東板橋公園運動場	土1面	9:00～18:00	少年専用
高島平多目的運動場	人工芝1面	7:00～19:00	
陸上競技場			
新河岸陸上競技場	250mトラック/7コース	9:00～19:00	
荒川戸田橋陸上競技場	400mトラック/8コース	9:00～18:00	
弓道場			
和弓場	28m(15間)6人	9:00～21:00	
洋弓場	30～90m、6～8的		

※表の利用時間は最長のものであり、施設・季節ごとに異なる。

(2) 利用状況

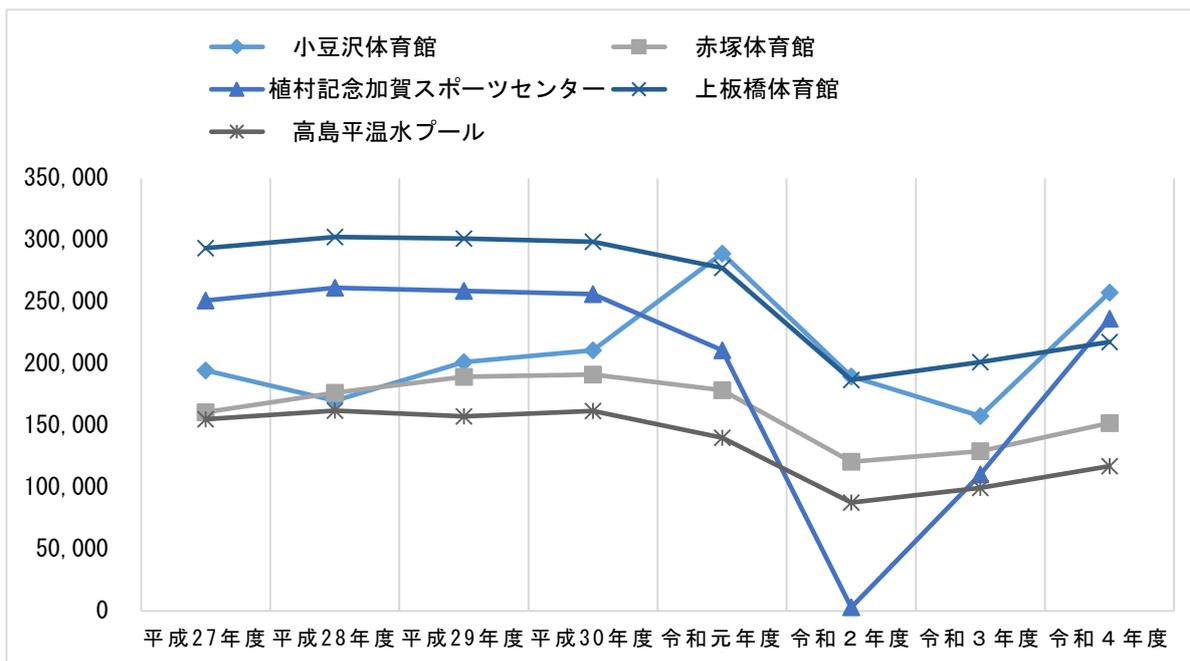
平成 27 年度から令和 4 年度までの体育施設の利用者数について、体育施設全体の利用者数は図表 5、体育館の利用者数推移は図表 6、屋外施設（図表 4 に掲げる体育施設）の利用者数推移は図表 7 のとおりである。

図表 5 体育施設全体の利用者数 (単位：千人)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
利用者数	1,822	1,653	1,668	1,689	1,553	999	1,228	1,527

※百の位を四捨五入

図表 6 体育館の利用者数推移 (単位：人)

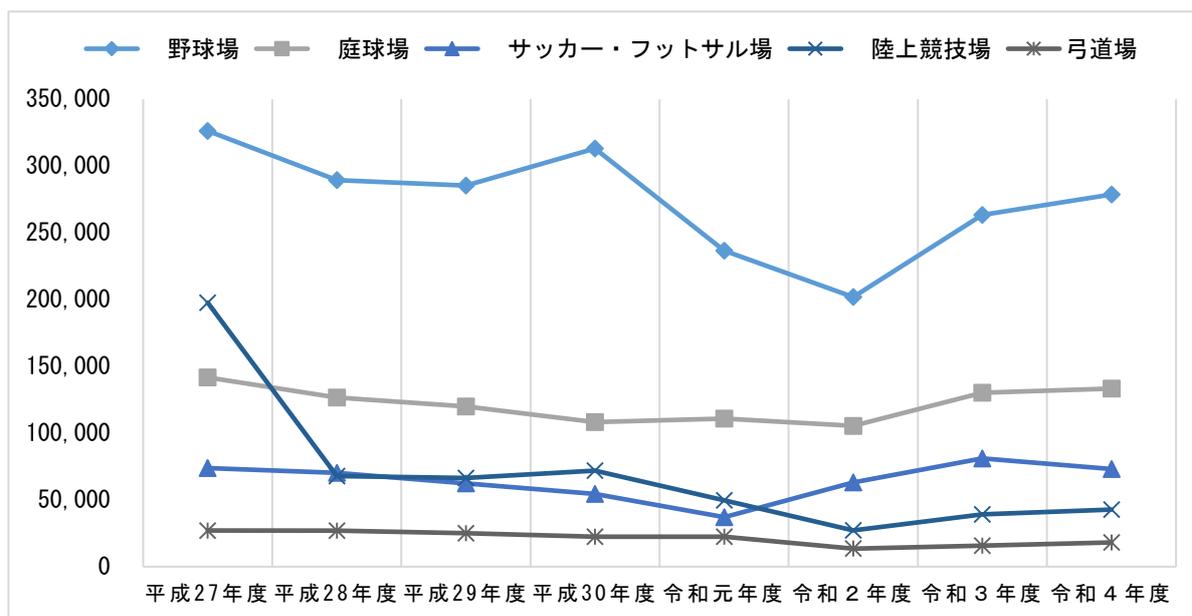


板橋区立体育施設年間事業報告書を基に監査委員事務局が作成

※植村記念加賀スポーツセンターは、令和 2 年 1 月までは東板橋体育館、改修工事期間は代替施設、令和 3 年 9 月からは当該施設の利用者数である。

図表7 屋外施設の利用者数推移

(単位：人)



板橋区立体育施設年間事業報告書を基に監査委員事務局が作成

※野球場には赤塚少年運動場を含む。

令和2年1月、国内で初の新型コロナウイルス感染者が確認されてから、感染拡大防止のため、全国的に様々な行動制限や自粛が広がった。区の体育施設においても、2月下旬には自粛による利用キャンセルの全額還付を開始し、3月には体育館の一部を利用休止とし、4月には体育施設全ての利用を休止した。その後は感染状況に応じて範囲や形式を調整しながら運営したが、令和5年5月、新型コロナウイルス感染症が感染症法¹²で5類に位置付けられるまで、体育施設は何らかの形での利用制限を余儀なくされた。

このような状況により、体育施設の利用者は一時大幅に減少したが、行動制限が緩和されるに従い、徐々に回復している。

スポーツ振興課は、区行政評価¹³による施策「スポーツに親しむまち

¹² 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

¹³ 行政評価とは、行政の様々な活動を評価・検証することで、より効率的・効果的な行政運営を迫る手法であり、経営マネジメントのPDCAサイクルを行政運営に取り入れたものである。区では、平成13年9月に行政評価制度を構築した。

づくりの推進」において、施策指標の一つに「スポーツ施設の利用者」を設定し、基本計画 2025 の最終年度である令和 7 年度の目標値を 182 万人と定めている¹⁴。この目標値は、現在の指定管理者による施設管理となった平成 27 年度に達成されたのみである（13 頁図表 5 参照）。

コロナ禍で失われた運動習慣を取り戻すべく、今後更なる利用者数の増が望まれる。

（3）現地視察の状況

① あずさわスポーツフィールド

あずさわスポーツフィールドは、区立小豆沢公園内の体育施設が集中するエリアであり、小豆沢体育館、小豆沢野球場、小豆沢庭球場、和弓場が設置されている。区が東京 2020 大会に合わせてスポーツの拠点としたものであり、垂れ幕を設置できるメインゲートや、外側がウォーキングに適したウッドデッキ、内側がジョギングに適したウレタン舗装となっている「あずさわループ」などが整備されている。また、公園と一体型になっているため、多くの樹木やベンチ、ロープジャングルジムなどの子ども向けの遊具、芝生広場などを備えており、幅広いニーズに対応した多様な活動ができる環境となっている。



あずさわループ

小豆沢体育館は、管理棟、アリーナ棟、プール棟の 3 棟に分かれており、プール棟の屋上はルーフガーデンとなっている。現地視察時、ルー

¹⁴ 基本計画 2025 の基本政策「心躍るスポーツ・文化」における施策指標では最終年度の目標値を 225 万人としているが、実績と大きく乖離していたため、令和 3 年度行政評価より 182 万人に下方修正した。

フガーデンの植栽の半分以上が枯れていたが、植替え・伐採等の措置はされず、散水も通常時と同様に行われていた。

ルーフガーデンの植栽も区の財産であり、その管理については、区が現状を把握した上で適切な措置を講じるよう指定管理者と協議するべきである。スポーツ振興課は、施設管理について指定管理者との連絡調整をさらに密に行い、現状把握に努め、公の施設としての体育施設の価値を損ねないように、適宜対応できる体制を構築することが重要である。

また、プール棟は地下1階から3階までが吹き抜け構造となっており、2階・3階の吹き抜けに面した部分は柵になっている。この柵にはネットが張られていたが、これは柵の間から物が落下するのを防止するために平成31年2月のプール棟改築後に施されたものであった。

施設を運営する中で、当初想定されなかった危険箇所や課題が発見されることは起こり得ることである。利用者が安心安全に施設を利用できるよう、その都度適切に対処することが重要であり、また蓄積したリスク事例を今後の改築・改修に生かし、施設の質と安全性を向上させていくことが必要である。

② 赤塚体育館・赤塚少年運動場

赤塚体育館は昭和56年に開設され、平成5年にプールが増設された。プールは室内競技場などが入った体育館棟の隣接地の地下に増設され、地上は少年運動場となっている。体育館棟は区立体育館の中では最も築年数の経過した建物であり、エレベーターが設



赤塚体育館スロープ

置されておらず、車椅子利用者が2階にある室内競技場を利用する場合は、屋外に設けられたスロープを利用する必要がある。スロープは折り

返し構造で、設計図を確認したところ、横幅 135cm、全長約 50m、1 階から踊り場までの勾配は約 7.0%、踊り場から 2 階までの勾配は約 4.4%であった。

公共の用に供される体育館は、平成 18 年に制定されたバリアフリー法¹⁵における「特別特定建築物」に該当する。特別特定建築物は、2,000 m²以上の新築、増築、改築又は用途変更について、「建築物移動等円滑化基準」(最低限のレベル)への適合義務があり、また、バリアフリー建築として認定されるためには、「建築物移動等円滑化誘導基準」(望ましいレベル)を満たす必要がある。同基準において、傾斜路は「スロープ幅 150cm 以上、屋外の勾配 1/15 (6.7%) 以下¹⁶」と定められており、開設時に設置されたスロープは、現在バリアフリー法において望ましいとされる基準を満たしていない。

また、設備の老朽化が著しいことから故障が多く、8月の現地視察時も空調設備の一部が故障しており、当日は室内競技場などが十分に冷却されていない状態であった。

体育施設利用者に対し、安全を確保し、安心してスポーツをすることができる環境を提供することは区の重要な責務である。誰もが安心安全にスポーツを実施できるよう、区は、安全面に配慮し、快適に利用できる環境を整備することが望まれる。

¹⁵ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律。なお、同法は平成 6 年に制定されたハートビル法(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)と平成 12 年に制定された交通バリアフリー法を統合・拡充したものである。

¹⁶ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(国土交通省) 第 11 条第 1 項第 6 号

5 推進体制

区は自ら、あるいは様々な実施主体との連携によりスポーツを推進している。推進体制の概要は、図表8のとおりである。

図表8 推進体制の概要

区 分	役 割 分 担
スポーツ振興課	スポーツ活動の企画及び調整、競技スポーツとの連携、体育施設の建設計画、関係団体との連絡調整等
障がいサービス課	障がい者の社会参加促進事業としてのスポーツ事業の実施
その他関係各課	みどりと公園課（施設整備）、IT推進課（公共施設予約システム）、地域教育力推進課（学校利用）等
スポーツ推進委員	スポーツ事業の実施に係る連絡調整、区民に対するスポーツ実技の指導、その他スポーツに関する指導・助言
スポーツプロモーター	トップアスリート経験者として、スポーツ関係者との調整、イベント等への参加
体育施設指定管理者	体育施設の管理運営、民間事業者のノウハウを生かしたイベント・教室・プログラムの企画運営
公益財団法人植村記念財団	冒険家植村直己 ¹⁷ の業績の展示公開、関連事業の実施
公益財団法人板橋区体育協会	スポーツ事業の実施、指導者育成のための講習会・研修会実施、受託・共催による事業運営

（1）区における推進体制

区は、スポーツ振興課が中心となり、関係各課と連携を取りながら事業を進めているほか、各種大会への従事、事業における講師などをスポーツ推進委員¹⁸に依頼し、事業を実施している。また、平成29年度からはスポーツプロモーターを設置し、トップアスリートの経験を生かしたスポーツ関係者との調整や、イベントへの参加を通じたスポーツ施策

¹⁷ 1941(昭和16)年生まれの登山家。1969年から板橋区仲宿にて暮らす。1970年に世界最高峰エベレストに日本人で初めて登頂し、同年世界初の五大陸最高峰登頂者となる。1984年、冬期マッキンリー(現:デナリ)に単独登頂、下山中に消息不明となる。同年、国民栄誉賞受賞。令和4年10月、区は名誉区民の称号を贈呈

¹⁸ スポーツ基本法に基づき設置された非常勤職員。スポーツ基本法が施行される以前は、スポーツ振興法により「体育指導委員」という名称であった。

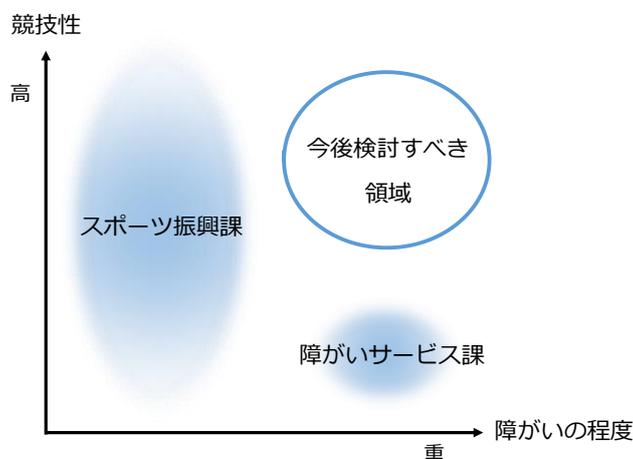
の推進を図っている。

障がい者のスポーツ事業としては、障がいサービス課が障がい者スポーツ大会等を実施しているが、本事業は障がい者の社会参加促進の観点から実施している事業であり、障がい者スポーツの推進を主たる目的とはしていない。また、スポーツ振興課は、障がい者スポーツに関するイベントを実施しているが、理解促進のための体験や講演に留まっており¹⁹、障がい者をメインターゲットとした競技性のある事業は実施していないのが現状である。

東京 2020 大会では、「多様性と調和」が基本コンセプトの一つとして掲げられ、誰もがスポーツを楽しむためのハード・ソフト両面での環境整備が急速に進展した。区のスポーツ推進においても、多様な主体によるスポーツ参画の促進は重要な課題である。

スポーツ推進ビジョンでは、「区民の誰もが親しめるスポーツ環境の整備」を基本目標の一つに掲げている。誰一人取り残さないスポーツ行政を推進するためには、障がい者が積極的にスポーツをする機会が増えるよう、障がい者スポーツの現状やニーズについて調査研究し、今後の施策のあり方や必要な推進体制の見直しを検討していくことが必要である。

スポーツ振興課と障がいサービス課の事業領域の関係図



¹⁹ 令和4年度は、板橋区民まつりのスポーツひろば（板橋都税事務所駐車場）において「パラスポーツ・障がい者スポーツ体験会」を実施。ブラインドサッカー・ボッチャ体験、森宏明選手（パラノルディックスキー）によるトークショーが行われた。

(2) 体育施設指定管理者

区の体育施設は、平成 17 年度から指定管理者制度を導入し、以後 5 年ごとに指定管理者の選定を行っている。平成 27 年度からは東京ドームグループ²⁰ が指定管理者となり、屋内施設・屋外施設を一括管理し、基本協定書及び年度協定書に基づき施設の運営及び設備の維持管理を行っている。また、体育施設の設置目的に合致し、管理業務を妨げない範囲において実施することができる自主事業²¹ により、民間のノウハウを生かした様々な事業を展開している。

区の体育施設は、「体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、区民の心身の健全な発達に寄与すること」を目的として設置されている²²。区民のスポーツの推進を図るためには、体育施設を管理する指定管理者と区が連携し、区民が日常的かつ継続的にスポーツ活動を行うことができる環境を提供することが重要である。

体育施設運営に係る指定管理者の経費の状況は、図表 9 のとおりである。

図表 9 体育施設運営に係る指定管理者の経費の状況 (単位：円)

区 分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
経 費		1,039,608,856	931,402,231	1,040,047,633	1,208,281,598
収 入	指定管理料※ 1	693,484,000	689,766,300	759,161,740	799,980,572
	利用料金収入	341,843,101	228,266,597	280,221,170	344,469,151
	区主催教室参加料	2,064,500	735,400	1,500,415	3,635,095
	その他※ 2	2,217,255	12,633,934	△835,692	60,196,780

※ 1 令和 4 年度については、水泳授業補助業務 5,168,132 円（教育委員会事務局指導室からスポーツ振興課への執行委任）を含む。

※ 2 年度協定書に定める精算額、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る施設使用料等還付の区による補償、履行されなかった指定管理業務経費の区への返還、電気・ガス料金の高騰に伴う光熱水費の区による充当

²⁰ (株)東京ドーム、(株)東京ドームスポーツ、(株)東京ドームファシリティーズの 3 社により構成

²¹ 自主事業は、指定管理者が自己の責任と費用により行う事業であり、自主事業の収入は指定管理者の収入となる。

²² 東京都板橋区立体育施設条例 第 1 条

(3) 公益財団法人植村記念財団

公益財団法人植村記念財団（以下「植村記念財団」という。）は、冒険家植村直己の業績に関する資料等を収集・保存し、植村冒険館において展示公開することにより、広く一般にその業績を紹介するとともに、これら資料等に関する研究調査を行い、さらにこれら事業



植村冒険館 常設展示

を通じ、区民並びに都民の自然への関心を高め、自然尊重の精神を養い、もって人間性豊かな地域社会の形成に資することを目的として設立されている²³。区は、財団の事業運営に係る補助金を支出し、公益的法人等への板橋区職員の派遣等に関する条例（以下「派遣条例」という。）に基づき、職員2名を派遣している。

植村冒険館は、植村直己の装備品や活動を伝える写真の展示、冒険に関する図書の貸出を行うための施設として、平成4年9月、区蓮根二丁目に開設された。しかし、展示コーナーが手狭であり、常設展示室がなかったため、植村直己の居所であった場所から徒歩圏内の東板橋体育館の改修に合わせ移転・リニューアルオープンし、令和3年12月から植村記念加賀スポーツセンター（旧東板橋体育館）で運営している²⁴。1階の「ウエムラチャレンジスペース」には実物大の犬ぞりが展示され、2階にはパネル展示があり、3階には常設展示・企画展示が設置されている。また1階から3階の各階段壁面には植村直己の著書から引用した言葉がデザインされており、来館者が自然に「ウエムラ・スピリット²⁵」

²³ 公益財団法人植村記念財団定款 第3条

²⁴ 令和3年は植村直己の生誕80周年であり、「植村直己生誕80周年記念事業」として冒険館がリニューアルされた。経費についてはクラウドファンディングにより寄付が募られ、令和元年度からの3年間で計274件・総額10,596,001円が集められた。

²⁵ 「ウエムラ・スピリット」とは、植村直己の、人間の可能性に挑戦し、どのような状況に置かれても人間らしい豊かな心で目標に向かって努力する冒険精神を指す。

に触れることができるようになっている。

植村記念財団の事業実績及び区の補助金額は、図表 10 のとおりである。

図表 10 植村記念財団の事業実績及び区の補助金額

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
開館日数※ 1	282 日	253 日	188 日	307 日
来館者数※ 2 (入口)	8,613 人	5,595 人	13,945 人	33,166 人
来館者数※ 2 (展示室)	6,498 人	4,054 人	5,943 人	10,287 人
自然塾 参加人数※ 3	228 人	58 人	10 人	130 人
アドベンチャー講座 参加人数※ 3	115 人	19 人	中止	54 人
グッズ販売数	1,164 点	905 点	969 点	847 点
区の補助金額	31,052,000 円	24,634,838 円	30,589,985 円	31,358,000 円

※ 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度は 1 か月、令和 2 年度は 2 か月、令和 3 年度は 1 か月休館している。また、令和 3 年度は、移転によりさらに約 3 か月半休館している。

※ 2 来館者数については、移転前は 1 階入口及び 2 階展示室、移転後は 1 階ウエムラチャレンジスペース及び 3 階展示室で計算している。

※ 3 自然塾・アドベンチャー講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を一部中止・縮小している。

施設の複合化により、植村直己に興味を持った体育館利用者が気軽に冒険館を訪れることができ、また、冒険館利用者が気軽に体育館を利用することができるようになっている。これらの相乗効果により、双方の来館者数の増、「ウエムラ・スピリット」の更なる広がりが期待される。

(4) 公益財団法人板橋区体育協会

公益財団法人板橋区体育協会（以下「体育協会」という。）は、区内における体育、スポーツの普及振興を図り、区民の心身の健全な育成と明るく豊かな生活の形成に寄与し、健康で活力のある地域社会づくりに貢献することを目的として設立されている²⁶。令和5年4月現在、27の競技団体が加盟し、区民体育大会などの区との共催事業のほか、主催事業、受託事業を実施している。区は体育協会の事業運営に係る補助金を支出し、派遣条例に基づき職員3名を派遣している。

体育協会の事業実績及び区の補助金額は図表11のとおりである。

図表11 体育協会の事業実績及び区の補助金額

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区民体育大会参加者数	14,525人	中止	中止	11,359人
スイミングクラブ会員数	917人	925人	1,350人	1,580人
審判講習会参加人数	279人	160人	725人	476人
体育協会表彰数	20件	9件	11件	21件
区の補助金額	16,029,000円	10,961,319円	9,564,353円	9,110,962円

※中止は新型コロナウイルス感染症の影響によるものである。

体育協会は、多くの加盟団体を取りまとめ、専門団体としての機能性とノウハウを生かし、区だけでは実現が困難な事業の実施について協力している。実施事業については定款により10項目に分類されており、体育協会は分類ごとの実施状況について事業報告を作成している。

体育協会の事業分類は、図表12のとおりである。

²⁶ 公益財団法人板橋区体育協会定款 第3条

図表 12 体育協会の事業分類

区 分	内 容
1 区民体育大会等の協議会、講習会・研修会、スポーツ教室、レクリエーション、その他体育、スポーツの普及振興に関する事業	都民体育大会、区民体育大会、板橋 City マラソン後援・競技運営等
2 区民のスポーツ競技力の向上を図るための事業	スイミングクラブ事業等
3 指導者養成のための講習会及び研修会事業	スポーツセミナー、審判講習会等
4 都及び区から受託する体育、スポーツ、レクリエーション事業	- ※
5 同一目的を有する他団体との連携協力を図るための事業	城北五区体育協会連絡協議会
6 体育功労者及び功労団体の顕彰	表彰事業
7 事業を推進するために行う加盟団体育成事業	助成金交付、寄付金募集
8 機関紙及び刊行物の発行	体育年鑑、体協ニュース
9 事業の遂行に必要な財源調達を図るための事業	賛助会員募集事業
10 その他法人の目的を達成するために必要な事業	評議員会、理事会等

※区分4の事業については、令和5年3月現在実施されていない。

体育協会は、普段からスポーツを習慣とし、競技力の向上を目指す区民に対する事業を展開している。一方、区は、スポーツ習慣のない無関心層も含め、より多くの区民が参加できる事業を展開し、スポーツ人口の裾野を広げ、スポーツ実施率（70%）の達成を目指す役割を担っている。

スポーツ振興課は、専門性を有する体育協会と、広く区民にスポーツの機会を提供する区との役割分担を意識し、スポーツ推進ビジョンの示す方向性を実現するよう、協力連携のバランスをとりながらお互いの事業を推進していくことが重要である。

6 スポーツに関する事業の現況

区では、様々な事業においてスポーツの推進を図っている。今回監査対象としたスポーツの推進に関する事業は、図表 13 のとおりである。

図表 13 スポーツの推進に関する事業一覧

No.	事業名	事業開始年度	所管課
1	区民体育大会	昭和 22	スポーツ振興課
2	板橋 City マラソン	平成 10	
3	いたばしウォーキング大会	昭和 62	
4	都民体育大会	昭和 22	
5	城北地区競技大会	昭和 43	
6	板橋区剣道開放事業	昭和 50	
7	高齢者スポーツ大学	昭和 52	
8	シニアグラウンド・ゴルフ大会	平成 21	
9	スポーツ功労者表彰	昭和 47	
10	板橋区スポーツセミナー	昭和 56	
11	スポーツ大使	平成 25	
12	プロスポーツチームとの連携	平成 25	
13	バレーボール教室	平成 30	
14	レスリング・マット運動体験教室	平成 28	
15	JOC オリンピックデーラン	令和元	
16	JOC オリンピック教室	平成 27	
17	JOC アスナビ説明会	平成 29	
18	障がい者スポーツ大会	昭和 56	障がいサービス課
19	障がい者レクリエーション・スポーツ教室	平成 20	
20	障がい児・者水泳教室	平成 5	
21	ボッチャ体験・ハンドアーチェリー体験	平成 28	

なお、多くの事業が令和 2 年度・3 年度を中心に縮小・中止されているが、これらはいずれも新型コロナウイルス感染症の影響によるものである。

(1) 区民体育大会

区民体育大会は、昭和 22 年 11 月に第 1 回大会が開催され、令和 5 年度には第 76 回となる区のスポーツ事業で最も古い大規模競技会である。区と体育協会による共催事業であり、例年 5 月～翌年 2 月を大会期間とし、陸上競技・球技など 30 種目以上の競技が行われる。参加資格は区内在住・在勤・在学者であり、多くはトーナメント形式で順位を競う。

区民体育大会の実施状況は、図表 14 のとおりである。

図表 14 区民体育大会の実施状況

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
延参加者数	14,525 人	中止	中止	11,359 人
区歳出決算額	11,370,227 円	-	1,465,505 円	8,469,002 円

※令和 3 年度は、中止決定前に周知用印刷物等の準備を進めていたため、体育協会に対し一部負担金を支出した。

スポーツに取り組む区民にとって、本大会は日頃の練習の成果を発揮する貴重な機会である。スポーツ振興課は、競技種目の増加など、区民の練習の成果を存分に発揮する場の拡充を図っていくとしている。

(2) 板橋 City マラソン

板橋 City マラソンは、平成 10 年、「東京・荒川市民マラソン」として開始され、平成 23 年に改名し、現在は世界陸連認証及び日本陸上競技連盟公認コース²⁷ のマラソン大会となっている。フルマラソンの参加資格は「19 歳以上の健康で心疾患なく競技に耐えうる体力をもつ方」であり²⁸、例年 3 月第 3 日曜日に開催している。制限時間が 7 時間と長く、

²⁷ 公認コースとは、完走すればタイムが公認記録として認められるコースのことである。なお、世界陸連認証及び日本陸上競技連盟公認の取得は令和 5 年 1 月である。

²⁸ 令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響でフルマラソンのみの開催であった。例年は、ジュニア、キッズ、車椅子などのコースも設けられている。

高低差の少ないコースであり、全国でもトップクラスの完走率を誇っている。大会は実行委員会形式で運営されており、同委員会は区・国土交通省荒川下流河川事務所・公益財団法人東京陸上競技協会・読売新聞社で構成されている。令和元年度は新型コロナウイルス



2023 板橋 City マラソンの様子

感染症の影響により中止となったが、令和2年度からは、コロナ禍でもマラソンを楽しめるよう、オンライン大会を実施した。令和4年度に3大会ぶりに実地開催された2023板橋Cityマラソン（以下「2023大会」という。）は、区制施行90周年記念大会として、メインビジュアル²⁹の刷新、完走者への「フィニッシャーメダル」の配付を実施し、またエントリーに初の「ふるさと納税枠³⁰」を設けるなどの工夫を行った。

板橋Cityマラソンの実施状況は、図表15のとおりである。

図表15 板橋Cityマラソンの実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定 員	15,000人	(オンライン開催)	(オンライン開催)	10,000人
申込者数	17,390人	-	-	10,770人
参加者数	中止	-	-	8,926人
オンライン参加者数	-	1,828人	1,169人	424人
区歳出決算額	8,675,452円	3,741,770円	4,609,430円	9,768,638円

※令和元年度は、開催直前での中止となったため、実行委員会に対し一部負担金を支出した。

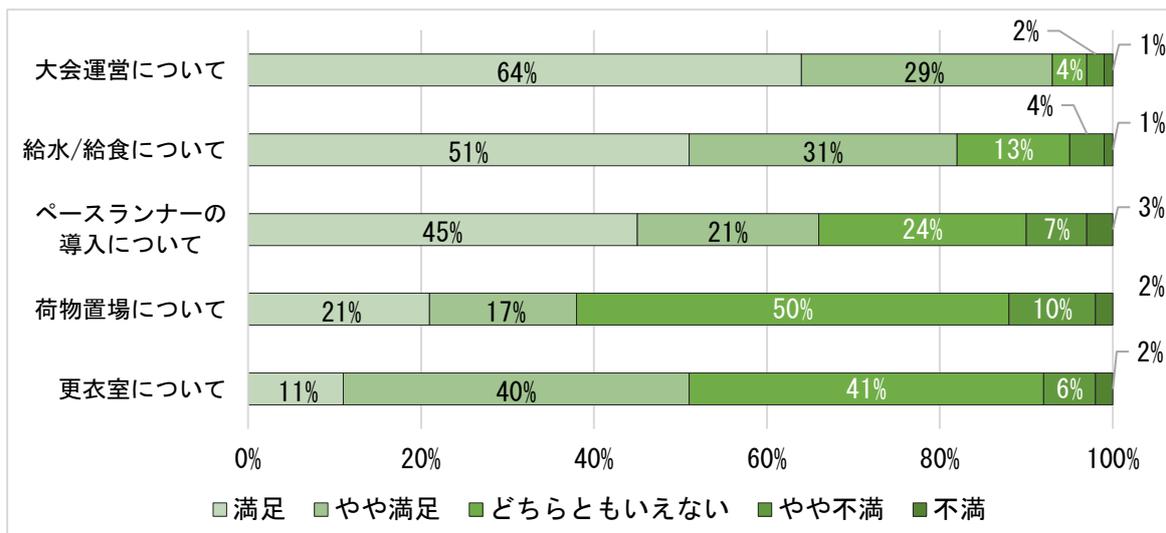
²⁹ メインビジュアルとは、プロモーションの中心となるビジュアル要素のことである。ブランドのメッセージを一目で伝え、第一印象を形成する重要な要素であるとされる。キービジュアルとも言う。

³⁰ ふるさと納税制度で区へ4万円以上寄付した区外在住者90人に優先出走権を進呈

参加者アンケートの結果では、概ね満足度が高く、特に大会運営については90%以上の参加者が「満足」、「やや満足」と回答している。

2023 大会の参加者アンケートにおける満足度に関する項目の結果は、図表 16 のとおりである。

図表 16 2023 大会参加者アンケート 満足度に関する項目の結果



2023 大会アンケート結果を基に監査委員事務局が作成

アンケート結果からは、大会全体に対する満足度は高いが、出走前後の段階における満足度がやや低い傾向にあることが確認できる。参加者の満足度をより高めるためにも、他の大会の取組を参考にしながら対策を講じることが望まれる。

区民にとって身近なスポーツイベントである本事業は、同時に、全国から多くの人を訪れ、区のブランディングに大きく寄与する事業でもある。さらに、ランナーやボランティアだけではなく、応援や見学に来た人も、ブース出展や催し物を楽しむことができる区にとっての一大イベントでもある。大会の価値をより一層高め、区の魅力を最大限に発信し、世界に誇ることのできる大会となることが期待される。

(3) いたばしウォーキング大会

いたばしウォーキング大会は、昭和 62 年、第 40 回区民体育大会を記念して「区民歩け歩け大会」として始まった事業である。距離の異なる複数のコースを参加者が歩き、途中のチェックポイント・ゴールポイントにおいて、ミニゲームなどのイベントを楽しめるようになっている。例年 11 月上旬に開催され、誰でも参加することができる。

いたばしウォーキング大会の実施状況は、図表 17 のとおりである。

図表 17 いたばしウォーキング大会の実施状況

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
定 員	800 人	中止	中止	1,200 人
申込者数	1,330 人	-	-	1,487 人
参加者数	1,037 人	-	-	1,236 人
区歳出決算額	1,254,345 円	-	-	699,375 円

※参加者数が定員を超えているのは、当日の参加状況を見込み、多めの申込を受け付けていることによる。

本事業では、参加者への配付物を全て協力企業からの協賛品とし、関係団体からの協力人数を最小限に抑えるなど、経費を効率的に使う取組がなされていた。また、段差が少なく道幅が広いコースを選定するなど、誰もが参加しやすいよう工夫していた。スポーツ振興課は、今後も多くの区内企業と連携し、区内の新たな魅力を発見できるコース設定・大会運営を実施するとしている。

(4) 都民体育大会

都民体育大会は、公益財団法人東京都体育協会（以下「都体育協会」という。）が主催し、地域スポーツ大会の振興と地区の友好親善に寄与することを目指す大会である。開催期間は例年 7 月～翌年 6 月となっており、区市町村対抗方式で行われ、開催種目は陸上競技・球技など 32 種

目となっている。参加資格は都民であることであり、各競技の選手は選考会によって選出され、区の代表として参加する。区は、参加人数に応じ、都体育協会に対して参加費を、選手団に対して派遣費を支払っている。派遣費は開催地によって金額が異なり、一人一日当たり 2,000 円から 8,000 円までとなっている。

都民体育大会の実施状況は、図表 18 のとおりである。

図表 18 都民体育大会の実施状況

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
参加者数	445 人	中止	10 人	406 人
区歳出決算額	2,171,331 円	-	45,000 円	1,892,500 円

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年度はゴルフのみ開催

参加資格として、区に住民票があるという条件があったが、令和 5 年度夏季大会より、体育協会等に加盟する競技団体への登録があれば参加できることとなった。スポーツ振興課は、区外在住であっても区で活動している選手等も参加できるようになり、今後参加者は増える見込みであるとしている。

(5) 城北地区競技大会

城北地区競技大会は、城北地区の社会体育振興を図るため、参加区の代表選手による親善又は対抗の試合を開催する事業である。参加区は、板橋区・練馬区・北区・豊島区・荒川区であり、競技は剣道・柔道・ソフトテニス・陸上・バレーボール・卓球の 6 種目である。大会開催に当たっては競技ごとに当番区を決め、当番区が定める方法により運営を行う。

城北地区競技大会の実施状況は、図表 19 のとおりである。

図表 19 城北地区競技大会の実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
剣道(17名/区)	練馬	北(中止)	北	荒川
柔道(5名/区)	荒川	北(中止)	北(中止)	北
ソフトテニス(9ペア/区)	北	荒川(中止)	荒川	板橋
陸上競技(80名/区)	練馬	板橋(中止)	板橋(中止)	板橋(中止)
バレーボール(32チーム/区)	板橋	豊島(中止)	豊島(中止)	豊島(中止)
卓球(24名/区)	板橋(中止)	荒川(中止)	豊島(中止)	北
区歳出決算額	157,950円	-	-	19,800円

※区分欄の()内は1区当たりの参加定数である。なお、区は参加人数を把握していない。

※区名は当番区である。

(6) 板橋区剣道開放事業

板橋区剣道開放事業は、平日と土曜日の夜間、日曜日の午前中に17か所の区立小中学校体育館で小中学生を対象に剣道指導を行う事業（開放事業）であり、開放事業以外にも、日頃の練習の成果を発揮する機会として、持ち回り稽古会と錬成大会を開催している。さらに、指導者研修会、準指導員研修会、審判講習会を実施し、指導者側の教育も行っている。本事業のために設立された板橋区剣道開放団体連合会に運営を委託し、地域を分散して実施することで、区内全域で参加しやすい体制を取っている。

板橋区剣道開放事業の実施状況は、図表20のとおりである。

図表 20 板橋区剣道開放事業の実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開放事業※	不明	中止	不明	不明
前期持ち回り稽古会	80人	中止	中止	60人
後期持ち回り稽古会	99人	中止	中止	中止
指導者研修会	56人	中止	中止	中止

準指導員研修会	52 人	中止	45 人	中止
審判講習会	125 人	中止	中止	42 人
夏季錬成大会(7 月)	80 人	中止	中止	213 人
春季錬成大会(3 月)	中止	中止	中止	195 人
区歳出決算額	1,240,997 円	-	1,136,300 円	1,239,600 円

※区は開放事業の参加人数を把握していない。

※開放事業は、令和 2 年度は 1 年間、令和 3 年度は 1 か月間実施しなかった。

本事業では、毎月の事業実績について「事業完了報告書」により報告を受けているが、内容については実施月が記載されているのみであり、実際の実施回数、参加人数、活動内容、事業経費の内訳等の詳細は確認できなかった。スポーツ振興課は、事業が仕様書通りに実施され、委託料が適正に執行されたことを確認する体制を速やかに整える必要がある。

(7) 高齢者スポーツ大学

高齢者スポーツ大学は、高齢者の健康維持・増進及びスポーツの振興を目的に、区の体育施設等において様々なスポーツを体験する事業である。区内在住・在勤の 65 歳以上で全日程参加できる健康な区民を対象とし、開校式・閉校式と 8 回の講座で構成されている。令和 4 年度の種目は、グラウンド・ゴルフ³¹、フォークダンス、健康体操、ウォーキング、ストレッチ、ボッチャ³²、吹き矢（新型コロナウイルス感染症の影響により中止）、卓球であった。各講座では種目ごとに講師が指導し、

³¹ 専用のクラブ、ボール等を使用して、ボールをホールポストに入れるまでの打数を競うゲーム。ゴルフとは異なり穴を掘る必要がなく、ゲートボールとは異なりチームではなく個人でプレーできる。距離やホールポストの数は自由に設定可能。昭和 57 年、鳥取県泊村（現：湯梨浜町）で考案された高齢者向けのスポーツで、学校のグラウンドでもできるということでグラウンド・ゴルフと名付けられた。

³² ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青 6 球ずつのボールをいかに近づけるかを競うゲーム。ボールは投げても蹴ってもよく、重度障がいの場合には専用の勾配具を使用してもよい。昭和 63（1988）年の韓国ソウルパラリンピックから正式種目として採用されている。

区は講師に対し謝礼を支払っている。

また、本事業では、参加者は閉校式を除く9回の講座のうち7回以上出席すると、修了証と高齢者スポーツ大学同窓会への入会資格を得ることができる。高齢者スポーツ大学同窓会は、本事業の



高齢者スポーツ大学の様子

修了者で構成される自主活動グループで、区が主催するスポーツに関連する事業への協力も行っており、本事業の講師としても活躍している。

高齢者スポーツ大学の実施状況は、図表21のとおりである。

図表21 高齢者スポーツ大学の実施状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定員	60人	中止	中止	60人
申込者数	73人	-	-	107人
受講者数	57人	-	-	58人
修了者数	54人	-	-	58人
区歳出決算額	209,720円	-	-	157,445円

本事業は、毎年定員を超える募集がある人気の事業であり、同窓会も令和5年9月現在300名弱の会員を有している。また、事業終了後のアンケートでは、「新しいスポーツを体験できてよかった」、「スポーツを通じて元気がでた」という意見が多数寄せられており、受講者の満足度も高いことがうかがえた。

(8) シニアグラウンド・ゴルフ大会

シニアグラウンド・ゴルフ大会は、高齢者の健康維持・増進とグラウ

ンド・ゴルフの普及を目的に、平成 21 年度から開催されている大会である。区内在住・在勤の 65 歳以上で医師に運動を止められていない区民を対象に、毎年秋に小豆沢野球場で実施し、運営は高齢者スポーツ大学同窓会に委託している。

シニアグラウンド・ゴルフ大会の実施状況は、図表 22 のとおりである。

図表 22 シニアグラウンド・ゴルフ大会の実施状況

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
定 員	200 人	中止	中止	200 人
申込者数	199 人	-	-	154 人
参加者数	181 人	-	-	132 人
区歳出決算額	192,570 円	-	-	192,570 円

本事業は高齢者を対象とし、屋外で終日実施するため、看護師を派遣し、気象状況についても当日の朝まで協議するなどの配慮を行っている。グラウンド・ゴルフは、準備やルールが比較的簡易であり、時間・プレーヤー数に制限がなく、高度な技術が不要であることから、高齢者に非常に人気のスポーツである。スポーツ振興課は、今後も高齢者の健康増進に寄与するよう、安心安全に努めて継続するとしている。

(9) スポーツ功労者表彰

スポーツ功労者表彰は、区においてスポーツ活動の普及・発展に貢献し、その功績の著しい個人や団体を表彰することにより、一層のスポーツ振興を図るものである。令和 4 年度までは、板橋区スポーツ功労者表彰要綱の規定に基づき指導者及び選手に対し表彰を行っていたが、令和 5 年 3 月、文化・国際交流部門とスポーツ部門において顕彰実施要綱が

整備された³³ ため、令和5年度からは、選手については当該要綱において顕彰することとなった。また、指導者の表彰についてはおおむね60歳以上と規定されていた³⁴ が、各推薦母体³⁵ から「年齢に関わらず表彰すべき」との意見があり、令和5年3月、区は、基準を改正し、年齢要件を撤廃した。

スポーツ功労者表彰の実施状況は、図表23のとおりである。

図表23 スポーツ功労者表彰の実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指導者表彰者数	5人	7人	8人	8人
選手表彰者数	0人	0人	2人	0人
区歳出決算額	87,892円	119,299円	167,034円	129,172円

(10) 板橋区スポーツセミナー

板橋区スポーツセミナーは、スポーツ指導に必要な知識・技能について広く研修し、指導者の資質の向上を図り、スポーツの健全な発展に寄与することを目的とした事業である。令和2年度までは体育協会に委託して事業を実施していたが、令和3年度から体育協会との共催事業に変更した。これにより、区は実施会場の確保と「広報いたばし」への掲載を担い、体育協会は講師の手配・謝礼の支払い、配布物作成、加盟団体の参加者募集等を担っている。

板橋区スポーツセミナーの実施状況は、図表24のとおりである。

³³ スポーツ部門では、板橋区スポーツ顕彰実施要綱を設置した。(令和5年3月20日区長決定)

³⁴ 板橋区スポーツ功労者表彰候補推薦基準 1(1)イ

³⁵ 体育協会、区町会連合会、区青少年健全育成地区委員会連合会、区スポーツ推進委員協議会

図表 24 板橋区スポーツセミナーの実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	3回	中止	1回	2回
参加者数	468人	-	111人	227人
区歳出決算額	388,000円	8,250円	-	-

※令和元年度までは「青少年スポーツ指導者講習会」という名称であった。

※令和2年度の歳出決算額は、中止決定前に履行が完了していた看板設置に係る委託料である。

※共催事業化により、令和3年度以降、区の費用負担はない。

令和4年度は、7月に第1回「スポーツ活動におけるリスク管理」が、11月に第2回「やる気を引き出す言葉の力」が、いずれも午後6時30分から8時30分まで、グリーンホール1階ホールで開催された。スポーツ振興課は、今後も参加者からの意見・要望に基づき、参加しやすい日程及び時間を設定していくとしている。

(11) スポーツ大使

区は、スポーツを通じたシティプロモーション活動を行うことにより、区のスポーツ振興及び都市ブランドの向上を図るため、平成25年8月、板橋区スポーツ大使設置要綱を制定した。スポーツ大使は、区の出身者又は区にゆかりのある個人・団体であり、区の魅力や実力の情報発信、区のスポーツイベント等への参加や区民へのスポーツ指導の協力、スポーツ施策に対する助言や協力を行う。

スポーツ大使の人数は、図表26のとおりである。

図表 26 スポーツ大使の人数

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人 数	7名	6名	6名	11名
区歳出決算額	143,451円	91,358円	208,504円	342,970円

※うち1名分はチームとして任命している。(全日本レスリング女子チーム)

※人数は、各年度末日の人数である。

令和4年度にはパラリンピアン3名を任命し、その後も多彩な人材をスポーツ大使として任命している。トップアスリートが活動することは、スポーツの発展だけではなく、区民が親近感や誇りを感じ、区のイメージ向上にもつながる。スポーツイベントだけでなく、様々な事業にスポーツ大使を戦略的に活用し、区の魅力向上につなげていくことが望まれる。

(12) プロスポーツチームとの連携

区は、区民のスポーツに対する関心を深めるため、プロスポーツチームと積極的に連携している。令和5年4月現在、横浜エクセレンスについてマザータウンの連携協定書を³⁶、東京ヴェルディ及び日テレ・ベレーザについてホームタウンの連携協定書を締結し、各チームと協力した事業を展開している。

プロスポーツチームとの連携の実施状況は、図表27のとおりである。

図表27 プロスポーツチームとの連携の実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
横浜エクセレンス				
凱旋試合	2,345人	中止	中止	2,916人
バスケットボール教室※1	93人	中止	中止	廃止
東京ヴェルディ及び日テレベレーザ				
区民観戦デー	1,367人	1,243人	1,107人	3,149人
バレーボール区民観戦デー	-	-	-	718人
サッカー教室	68人	39人	80人	67人
区歳出決算額※2	330,763円	-	-	-

※1 ホームタウン協定の廃止に伴い、B3リーグ規約に基づき令和4年度から廃止

※2 歳出決算額は全てサッカー教室に係るものであり、令和2年度から東京ヴェルディの実施事業として行っているため、区の費用負担は生じていない。

³⁶ 平成29年、当時の東京エクセレンスとの間にホームタウンとしての連携協定書が締結されたが、当チームの横浜市への移転に伴い、令和3年6月30日をもってホームタウン協定は廃止され、新たにマザータウン協定を締結した。

プロスポーツチームとは、試合観戦やスポーツ教室だけでなく、区の事業とのタイアップ、イベントでの出展など、幅広い形態での連携が行われている。プロスポーツチームとの連携は、区にとっては事業の充実や地域の活性化につながり、チームにとってはファンを増やす機会につながるため、双方にとってメリットのある取組である。

(13) バレーボール教室

東京 2020 大会期間中、区は、イタリアバレーボールチームと協定を締結し、これに基づき、小豆沢体育館を練習場として提供した。この取組をレガシーとして後世に継承していくとともに、スポーツへの関心を高め競技力向上を図るため、東京ヴェルディの協力により、バレーボール教室を実施している。内容としては、区内在住・在学の小学生を対象に、東京ヴェルディバレーボールチームを講師として招き、小豆沢体育館で指導を行うものである。令和 4 年度は、定員 100 人に対し 2 倍以上の 238 人の申込があった。



バレーボール教室の様子

バレーボール教室の実施状況は、図表 28 のとおりである。

図表 28 バレーボール教室の実施状況

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
定 員	100 人	中止	中止	100 人
申込者数	148 人	-	-	238 人
参加者数	88 人	-	-	73 人
区歳出決算額	225,658 円	-	-	192,000 円

東京 2020 大会期間中、本来ならばイタリアバレーボールチームとの交流事業や試合観戦などが行われる予定であった。新型コロナウイルス感染症の影響によりこれらの事業の多くは中止となったが、イタリアバレーボールチームが小豆沢体育館を練習場として使用した証として、小豆沢体育館管理棟の1階には記念品等が展示されている。

本事業は、イタリアバレーボールチーム誘致のレガシー事業として継続しているものである。東京 2020 大会で区が得るはずであった効果を取り戻すことができるよう、多くの区民が参加し、さらなる付加価値を生み出す事業として定着することが望まれる。

(14) レスリング・マット運動体験教室

レスリング・マット運動体験教室は、区内在住・在学の小学生を対象に、特定非営利活動法人（NPO）全国少年少女レスリング連盟から選定された選手等を講師として招き、マット運動とレスリング競技体験を実施する事業である。東京 2020 大会のレガシー事業の一環として実施されており、レスリング競技の認知度向上及び普及を促進するとともに、競技体験を通じてレスリングの楽しさ、体を動かすことの楽しさを知ってもらうことを目的としている。教室終了後には、サイン会や写真撮影会も行われる。

レスリング・マット運動体験教室の実施状況は、図表 29 のとおりである。

図表 29 レスリング・マット運動体験教室の実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定 員	50 人	中止	中止	50 人
申込者数	86 人	-	-	81 人
参加者数	39 人	-	-	56 人
区歳出決算額	279,454 円	-	-	278,365 円

本事業は、定員 50 人に対し 80 人を超える申込があり、人気の高い教室であることがうかがえる。また令和 4 年度参加者アンケート結果では、回答者 16 名中 10 名が総合的な満足度について「とても満足」と回答しており³⁷、アンケートに回答した参加者の満足度も非常に高いことがわかる。

普段経験する機会の少ないレスリングを体験し、さらにオリンピックに直接指導を受けることができる事業であることから、今後はアンケートの回収率を高め、満足度を維持しながら継続することが望まれる。

(15) JOC オリンピックデーラン

令和元年、区は JOC³⁸ とパートナー都市協定を締結した。パートナー都市協定とは、オリンピック・ムーブメントの推進及びスポーツ振興を目的とした諸事業を展開するため、お互いの事業に支援・協力することを確認するものである。本協定に基づき、区と JOC が共同で主催する事業の一つが、JOC オリンピックデーランである。オリンピックデーランとは、オリンピックと一般市民が共にジョギングをするイベントのことであり、オリンピックデー³⁹ を記念して全世界で行われ、日本では昭和 62 (1987) 年から開催されている。近年では、ジョギングのみではなく、オリンピック実施競技の体験、トーチリレー、各種スポーツ教室などを取り入れ、オリンピックの価値を身近に感じることができる内容で実施されている。

区は、オリンピック・パラリンピック実施競技体験、ジョギング、オリンピックトークショー、抽選会、サイン会、スポーツ教室等を実施している。

³⁷ 「今回の教室の総合的な満足度をお聞かせください」という設問に対し、「とても満足」「満足」「普通」「やや不満」「とても不満」の 5 項目から選択。なお、他の回答は「満足」5 名、「普通」1 名であった。

³⁸ JOC とは、日本オリンピック委員会 (Japanese Olympic Committee) の略称である。

³⁹ オリンピックデーとは、1894 年 6 月 23 日の国際オリンピック委員 (IOC/International Olympic Committee) 創設を記念して定められている記念日である。

JOC オリンピックデーランの実施状況は、図表 30 のとおりである。

図表 30 JOC オリンピックデーランの実施状況

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
定 員	1,000 人	中止	中止	500 人
申込者数	509 人	-	-	658 人
参加者数	372 人	-	-	405 人
区歳出決算額	13,943,729 円	-	-	3,347,590 円

本事業は、JOC の開催ガイドラインに従って行われ、経費については JOC の概算見積を基に一部を区が負担するという形で実施されることから、区主催の事業よりも経費が高額となり、経費配分や事業内容についても制限があるため、区の特長を最大限に発揮できない部分が多い。自由に出入りできる屋外施設で実施されるイベントでありながら、事前申込が必要であり、当日参加できないことも課題である。

オリンピック・パラリンピックの価値を幅広い世代に発信することは、スポーツがもたらす効果を各方面に波及させる、区の重要な責務である。限りある経費を最大限に有効活用し、より効果的にレガシーが継承できるよう、事業の在り方を検討する必要がある。

(16) JOC オリンピック教室

JOC オリンピック教室は、オリンピックを講師に迎え、中学 2 年生に対し運動・座学の授業を実施する事業である。区立中学校の 6 クラスを選定して行われ、令和 4 年度は、7 月に桜川中学校、11 月に高島第一中学校で実施された。教室では、運動を 50 分、座



JOC オリンピック教室の様子
(令和 4 年度高島第一中学校)

学を 50 分行い、体を動かす楽しさ、チームワーク、フェアプレー、オリンピックの価値等を学ぶ構成になっている。

JOC オリンピック教室の実施状況は、図表 31 のとおりである。

図表 31 JOC オリンピック教室の実施状況

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実施校・クラス	2 校 6 クラス	1 校 6 クラス	1 校 3 クラス	2 校 6 クラス
参加者数	196 人	221 人	136 人	195 人
区歳出決算額	331,594 円	348,963 円	237,208 円	347,803 円

※令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により 1 校休止した。

JOC オリンピック教室は、実際にオリンピックと触れ合い、直接経験談を聞くことのできる貴重な機会であり、生徒たちの日常生活や将来にも生かすことのできる事業となっている。

(17) JOC アスナビ説明会

「アスナビ」とは、企業と現役トップアスリートをマッチングする JOC の就職支援制度であり、当説明会は、JOC の主催事業である。区は、トップアスリートへの積極的な支援が区内のスポーツ振興における機運醸成につながるとし、平成 26 年度から、区、北区、東京商工会議所城北ブロックとの共催により開催している。令和元年度からは隔年で実施され、直近の開催は令和 3 年度である。

JOC アスナビ説明会の実施状況は、図表 32 のとおりである。

図表 32 JOC アスナビ説明会の実施状況

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度
参加企業数	34 社	52 社	41 社	12 社
企業側参加者数	45 人	65 人	50 人	15 人
アスリート参加者数	7 人	6 人	6 人	7 人

※区の費用負担はない。

本事業は、世界を目指すトップアスリートの生活環境を安定させ、競技の継続を可能にする有意義な事業であるが、近年は参加企業数が減少していることが課題となっている。本事業は JOC の主催事業であるが、参加企業の募集については、東京商工会議所板橋支部の協力のもと、区が担っている。

トップアスリートが練習拠点としている「味の素ナショナルトレーニングセンター⁴⁰」や「国立スポーツ科学センター⁴¹」の最寄り駅は都営三田線「本蓮沼」又は「板橋本町」であり、どちらも区内である。アスリートの就職先や日頃トレーニングを行う場所として、区は魅力的な地域であり、本事業はスポーツと産業を同時に活性化する可能性を十分に秘めている。スポーツ振興課は、参加企業数減少の原因を調査し、開催方法等について十分に検討することが望まれる。

(18) 障がい者スポーツ大会

障がい者スポーツ大会は、障がい者及びその家族がスポーツを楽しみ、親睦を深めるとともに、障がい者に対する理解促進を図る場として実施される大会である。区及び社会福祉法人板橋区社会福祉協議会が主催し、

⁴⁰ 味の素ナショナルトレーニングセンター（味の素トレセン）は、日本初のトップレベル競技者用トレーニング施設として国が設置した施設である。独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC/Japan Sport Council）が管理し、JOC が運用して、JOC 加盟団体所属の選手・スタッフが専用で利用している。

⁴¹ 国立スポーツ科学センター（JISS/Japan Institute of Sports Sciences）は、日本のスポーツの国際競技力向上を目的に設置されたスポーツ科学・医学・情報研究推進機関である。味の素トレセンに隣接し、お互いに連携して一体的に運営されている。

小豆沢野球場で実施している。大会では、徒競走や大玉転がしといった一般的な運動会の種目に加え、障がい者に配慮した競技種目を取り入れ、障がいの程度に関わらず参加できるよう工夫している。また、多方面に協力を依頼するため、参加歴のある障がい者施設関係者や障がい者団体向けに事前の説明会を開催している。



障がい者スポーツ大会の様子

大会は新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から中止されており、監査対象期間での直近の開催は令和元年度となっている。

障がい者スポーツ大会の実施状況は、図表33のとおりである。

図表33 障がい者スポーツ大会の実施状況

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加者数(うち、一般参加者数)	1,293人 (3人)	1,169人 (3人)	1,122人 (3人)	1,122人 (5人)
区歳出決算額	4,253,671円	4,461,750円	4,491,889円	4,539,094円

※一般参加者は、事前の説明会に参加した障がい者団体の障がい者ではなく、広報等を見て申し込んだ障がい者

本事業は、参加者全体で見ると1,000人を超える参加があることから、障がい者の社会参加の機会創出という点では効果的であると言える。一方、一般参加者の割合は低く、広く障がい者が参加し、スポーツを楽しむ機会を得るという点では十分ではないことがうかがえる。障がいサービス課は、事業目的に鑑み、一般参加者の増を目指し、周知や実施方法について、更なる工夫をすることが望まれる。

今後は、本事業のような障がい者の社会参加促進に主眼を置いた事業とは別に、パラアスリートを目指す障がい者や、より競技性の高いスポ

ーツを楽しみたい障がい者のために行われる事業や大会のあり方が課題となる。

(19) 障がい者レクリエーション・スポーツ教室

障がい者レクリエーション・スポーツ教室は、ボッチャや輪投げ、ボーリングなどを通じ、障がい者の社会参加促進を図る事業である。区立障がい者福祉センターの多目的ホールにおいて、全8回の日程で実施している。レクリエーション・スポーツの実施に当たっては、東京都障



障がい者レクリエーション・スポーツ教室の様子

害者スポーツセンター職員に指導内容のアドバイスを受け、ボランティアが指導員を務めている。

障がい者レクリエーション・スポーツ教室の実施状況は、図表 34 のとおりである。

図表 34 障がい者レクリエーション・スポーツ教室の実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定員（各回）	15 人	15 人	中止	15 人
申込者数	17 人	6 人	-	13 人
延参加者数	153 人	中止	-	127 人
区歳出決算額	194,848 円	14,941 円	-	106,669 円

※令和2年度は、申込受付後に中止を決定。歳出決算額は、感染症対策用の消耗品費

参加者アンケートの結果を見ると、「配慮が行き届いておりよかった」、「様々なレクリエーションを経験できてよかった」等の好意的な意見が多く、障がい者にとって安心して楽しめる事業であることがうかがえる。

また、新規の参加者もいることから、社会参加促進という観点でも一定の成果が出ていると言える。障がい者が様々なレクリエーション・スポーツを体験することのできる事業であるため、現状の実施形態や実施場所に留まらず、多くの障がい者が参加できる事業となるよう検討することが望まれる。

(20) 障がい児・者水泳教室

障がい児・者水泳教室は、水泳を通して障がい者の健康増進と社会参加促進を図る事業であり、前期・後期の年2回、各8回の水泳教室を開催している。対象者は区内在住の小学生以上64歳までの障がい者で、開催時間はいずれも午後6時30分から8時30分までであり、開催場所は、上板橋体育館、赤塚体育館などの区立体育館である。

障がい児・者水泳教室の実施状況は、図表35のとおりである。

図表 35 障がい児・者水泳教室の実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定 員	40 人	中止	中止	30 人
申込者数	41 人	-	-	16 人
延参加者数	270 人	-	-	99 人
区歳出決算額	868,388 円	-	-	665,468 円

※人数は、いずれも前期・後期を合算している。

本事業では、事業開始時の平成5年度から従事している指導員を中心に、障がいサービス課が個別に従事を依頼し、謝礼を支払っている。そのため指導員の高齢化が問題となっており、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり指導員の確保ができず、新規及び身体障がい者クラスの参加者を募集せずに実施した。

現在従事している指導員のアンケート結果では、「参加者が少なく残

念」、「もっと人数が増えるよう工夫してほしい」、「人数が多い方が生徒たちも楽しく刺激があるのでは」といった声が多く見られた。また、「継続的に開催してほしい」、「全力で頑張りたい」、「協力は惜しまない」という意見もあり、障がい者が泳力を付けることに対し、指導員がやりがいと熱意を抱いている様子も見られた。

障がい者にとって、水の中で泳ぐという経験は簡単にできることではない。水泳は、一度身に付ければ基本的には失われることのない技術であり、障がい者がその技術を身に付けることは大変有意義なことである。障がいサービス課は、障がい者に対し安全に泳ぐ機会を提供するという現在の事業の良さを生かしつつ、より広く障がい者が水泳に親しむことができるよう検討することが望まれる。

(21) ボッチャ体験・ハンドアーチェリー体験

区は、障がい者週間⁴² 期間内に、区立グリーンホールの全館を利用して記念行事を行っており、その一角において、ボッチャ体験・ハンドアーチェリー⁴³ 体験を実施している。

ボッチャ体験・ハンドアーチェリー体験の実施状況は、図表 36 のとおりである。



ボッチャ体験の様子

⁴² 障がい者週間とは、障がい者福祉の関心と理解を深めるとともに、障がい者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された12月3日から12月9日までの1週間を指す。(障害者基本法第9条第2項)

⁴³ ハンドアーチェリーとは、ボード(的)にピンを当て得点を競うスポーツである。ピンの先は磁石となっていることが多く、競技対象者の身体状況によって、投げる距離や姿勢、ボードの高さなどを自由に設定することができる。

図表 36 ボッチャ体験・ハンドアーチェリー体験の実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施状況	実施	代替実施 (パネル展)	代替実施 (パネル展)	実施
区歳出決算額	18,000 円	-	-	18,000 円

障がい者週間記念行事には約 50 の障がい者団体等が参加し、多くの関係者が来場するため、本事業は、障がい者がパラスポーツを体験する機会としては有効な事業であると言える。一方、現状では団体関係者の参加が大多数であり、一般の来場者が少ないため、スポーツを通じた障がい者に対する理解促進という点では十分であるとは言えない。障がいの有無を問わずパラスポーツを楽しむことのできる事業であるため、一般の来場者を増やし、地域におけるノーマライゼーション理念⁴⁴を一層普及することが望まれる。

⁴⁴ ノーマライゼーション理念とは、障がい者などの社会的マイノリティを健常者と同等の存在と捉え、そうした人たちの生活や権利などを保障するという理念。ノーマライゼーション(normalization)は「標準化」「正常化」という意味があり、それまで特別に行われていたものを一般化していくことを指す。

7 スポーツに関する情報発信

(1) ホームページ等による情報発信

区は、区公式ホームページにより、スポーツ全般に関する情報発信、各事業内容の詳細・開催日程・募集要項の公開、体育施設の案内、イベントの告知などを行っている。体育施設の詳細については指定管理者がホームページを作成しており、豊富な写真



指定管理者ホームページ

写真とともに施設の様子や利用方法を確認することができるようになっている。また、植村記念財団や体育協会、区スポーツ推進委員協議会などの関係団体のホームページへのリンクも掲載し、区におけるスポーツ推進の各団体での取組を閲覧できるようにしている。

個別の事業については、区公式ホームページに加え、広報いたばし、パンフレット、チラシ、ポスター掲示、SNS、生涯学習課が発行する「いたばし学習・スポーツガイド」への掲載などで周知し、集客に努めている。また、事前申込が必要な事業については、窓口での申込、郵送での申込、メールや電子申請での申込など、参加者が様々な方法で申し込むことができるよう、多様な選択肢を用意している。

事業実施後は、当日の様子について、実施時の写真とともにホームページに一定期間掲載している。これにより、参加者に対しては当日の様子を振り返ることができる機会を提供し、他の閲覧者に対しては、次回への参加につながるよう働きかけを行っている。

ホームページ以外では、区公式動画配信サービス「チャンネルいたばし (YouTube)」を活用し、「ふるさといたばし体操⁴⁵」やスポーツ大使

⁴⁵ 「ふるさといたばし体操」とは、区制 50 周年を記念して作られた区のアピールソング「愛するふるさと」に合わせて行う体操であり、ストレッチ運動が取り入れられている。

のインタビュー動画を配信している。「ふるさといたばし体操」については、配信の利用になじみのない高齢者などのために CD・DVD の貸出を行っている。

(2) SNS による情報発信

SNS は、拡散力があり、利用者数も多く、新たな層に情報を届けることができる利便性の高いツールであり、特に若い世代では日常に欠かせない存在となっている。

区は、令和 5 年 4 月現在、公式 SNS として、ツイッター（現 X）、フェイスブック、インスタグラム、ラインを使用している。スポーツ事業では、体育館が各館でラインを開設しており、「友だち登録」をすると、各種プログラム・教室の募集・休講・変更などの情報や、休館のお知らせ、イベントの告知などを受け取ることができる。

また、板橋 City マラソンにおいては X の個別アカウントを作成し、積極的な発信を行っている。フォロワー数は令和 5 年 5 月 15 日現在で 2,271 人であった。令和 3 年度までのフォロワー数は 1,000 人程度であったので、令和 4 年度の大会開催によって多くのフォロワーを獲得したことがうかがえる。また大会前日・当日の発信は表示回数が 3 万回を超えており、参加者だけでなく、多くの人に閲覧されていることがわかる。

しかしながら、今回の監査対象事業において SNS を活用していたのは板橋 City マラソンのみであり、スポーツ事業全体における SNS の活用は十分な状態ではなかった。情報を得る媒体は多様化しており、SNS は、情報収集手段として今後も拡大することが見込まれる。多世代に情報が届くよう、従来の形式も継続しつつ、SNS を積極的に活用し、時流を捉えた発信を展開していくことが必要である。

検討・改善を求める事項

着眼点 1 スポーツの推進に関する事業は、計画的・効果的に行われているか。

1 現状分析とそれに基づいた指標及び目標値の設定について

今後の計画策定や事業実施に当たっては、現状の詳細な分析を行い、それに基づいた指標及び目標値の設定と、目標達成に資する事業の展開が必要である。(P. 10)

<スポーツ振興課>

2 改築・改修における安全対策

利用者が安心安全に施設を利用できるよう、その都度適切に対処することが重要であり、また蓄積したリスク事例を今後の改築・改修に生かし、施設の質と安全性を向上させていくことが必要である。(P. 16)

<スポーツ振興課>

3 スポーツに関する情報発信

多世代に情報が届くよう、従来の形式も継続しつつ、SNS を積極的に活用し、時流を捉えた発信を展開していくことが必要である。(P. 50)

<スポーツ振興課・障がいサービス課>

着眼点 2 事業に係る経費は効率的に使われているか。

1 JOC オリンピックデーランについて

限りある経費を最大限に有効活用し、より効果的にレガシーが継承できるよう、事業の在り方を検討する必要がある。(P. 41)

<スポーツ振興課>

着眼点3 区民・関係団体・関係課等との連携は図られているか。

1 障がい者スポーツの推進について

誰一人取り残さないスポーツ行政を推進するためには、障がい者が積極的にスポーツをする機会が増えるよう、障がい者スポーツの現状やニーズについて調査研究し、今後の施策のあり方や必要な推進体制の見直しを検討していくことが必要である。(P.19)

<スポーツ振興課・障がいサービス課>

総括意見

区は、平成 28 年度からのスポーツ推進ビジョンに基づき、基本目標である「区民の誰もが親しめるスポーツ環境の整備」及び「スポーツによる地域の活性化とにぎわいの創出」の実現に向けて施策を推進してきた。令和 7 年度に同ビジョンが最終年度を迎えるに当たり、東京 2020 大会のレガシー創出の状況を含め、これまでの取組を検証するとともに、次期ビジョンを見据えつつ目標実現のための施策を更に充実させていかなければならない。

こうした状況を踏まえて総括意見を述べる。

第一に、区は、一部の競技愛好者だけでなく、広く区民がスポーツに触れる機会を創出することが必要である。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、体を動かさないことによる様々な影響が顕在化し、スポーツの持つ価値が改めて認識された。スポーツは、単なる身体活動ではなく、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、地域社会の活性化など、その効果が多方面にわたる人間にとって必要不可欠な活動である。

現在、区は様々なスポーツ事業を展開しているが、その多くは既にスポーツに親しんでいる人やスポーツに関心のある人を対象とした事業であり、無関心層を取り込むことを目的とした事業は不十分である。

区は、様々な世代・立場・状況の区民がスポーツに興味を持ち、スポーツに参加し、継続してスポーツに親しむことができる事業を実施することが求められる。また、事業実施に当たっては、効果検証を行うことも重要である。

第二に、区は、障がい者スポーツを積極的に推進することが必要である。

平成 23 年に制定されたスポーツ基本法は、それまで規定のなかった障がい者スポーツについて、「必要な配慮をしつつ推進されなければならない」（第 2 条第 5 項）とし、その必要性を明確にした。

また、東京 2020 大会は原則無観客での開催となったが、連日メディアで取り上げられ、パラリンピックにおけるアスリートのパフォーマンスは、障がい者に対する社会的な関心を集め、障がい者スポーツに関する認知も高まった。令和 7（2025）年には、デフリンピックの都での開催も予定されている。

現在、区において、障がい者が競技性の高いスポーツを楽しむ事業は実施されておらず、また、障がい者のスポーツ実施状況についても把握していない。

区は、多様な主体によるスポーツ参画促進の必要性を改めて認識し、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じた障がい者スポーツを推進することが必要である。

各々の関心・適性等に応じて、安心安全にスポーツを行う環境・機会を確保することは、区に課せられた重要な責務である。

区の積極的なスポーツの推進により、区民の誰もがスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、健康で心豊かに暮らすことのできるスポーツのまちが実現することを期待する。

令和5年度 第2回 行政監査結果報告書
「スポーツの推進について」
(令和6年1月発行)

刊行物番号

R05-103

発行 板橋区監査委員事務局
住所 板橋区板橋二丁目66番1号
電話 03-3579-2661

再生紙を使用しています